西宮市観光キャラクターみやたんのイベント出演に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、西宮市観光キャラクター「みやたん」の着ぐるみ(以下「みやたん」という。) にイベント出演を申込む場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(出演の定義)

第2条 この規定に定める出演とは、みやたんの出演を依頼する者(以下「依頼者」という。)にみ やたんを貸し出す「貸出出演」と、みやたんとともにスタッフも派遣する「派遣出演」の2区分 をいう。なお、貸出出演と派遣出演のいずれとするかは、西宮観光協会が決定する。

(イベント出演依頼書の提出)

- 第3条 依頼者は、あらかじめ、みやたん出演依頼書を西宮観光協会に提出し、その承諾を得なけ ればならない。
- 2 依頼者は、出演依頼に際して主催団体概要、イベント企画書、その他西宮観光協会が求める資料を提出しなければならない。

(出演の承諾)

- 第4条 西宮観光協会は、前条の規定による申込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれか に該当するイベントであるときに、みやたんの貸出出演を承諾することができる。
 - (1) 国、地方自治体、その他公共団体が主催するイベント
 - (2) 西宮市又は西宮観光協会が後援するイベント
 - (3) 自治会、その他の公共的団体等が主催する公益的なイベント
 - (4) その他、市の観光 PR に資するイベント
- 2 西宮観光協会は前項の規定に該当するイベントのうち、特に観光振興に資するイベントである と認められるときには、みやたんの派遣出演を承諾することができる。

(出演料)

- 第5条 みやたんの出演料は1回(1日)につき2000円とする。
 - 2 ただし、次の場合は無償とする。
 - (1) 特に観光振興に資するイベントであると認めるとき
 - (2) 西宮市主催(共催等含む)のイベントで利用するとき
 - (3) その他、西宮観光協会が無償とすることが適当であると認めるとき
 - 3 貸出出演の場合は貸出後、派遣出演の場合は現場派遣後に、天候等の事情により、出演ができなくなった場合には、出演料は返金することができない。

(利用上の遵守事項)

- 第6条 依頼者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) みやたんを第三者に譲渡、転貸しないこと。
 - (2) 申込書の記載どおりにイベントを実施すること。
 - (3) 出演期間を遵守すること。
 - (5) 火気及び危険物の近辺で利用しないこと。
 - (6) 荒天時に屋外で利用しないこと。
 - (7) 西宮市の品位を傷つける利用をしないこと。
 - (8) キャラクターのイメージを損なう利用をしないこと。
 - (9) 法令または公序良俗に反する行為に利用しないこと。
 - (10) 政治的活動または宗教的活動等に利用しないこと。
 - (11) 営利目的の活動に利用しないこと。
 - (12) その他、西宮観光協会が特に付した条件に従うこと。

(出演の承諾の取消し)

第7条 依頼者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規定に違反したとき は、イベント出演の承諾を取り消す。この場合、依頼者に損害が生じても、西宮観光協会はその 責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 みやたんを汚損した場合は、利用者の責任と負担により補修またはクリーニングその他 必要な手段を講じ、原状に復さなければならない。

(西宮観光協会の責任)

第9条 みやたんの利用により、利用者が被った被害、または利用者が第三者に与えた損害に対しては、西宮観光協会は一切その責めを負わない。

(補足)

第 10 条 この規定に定めるもののほか、みやたんのイベント出演について必要な事項は、西宮観光 協会が別に定める。

附則

- この規定は、平成 26 年 1 月 15 日より施行する。 附 則
- この規定は、平成28年2月12日より施行する。